

# 南魚沼市森林基本計画策定業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（仕様書の位置づけ）

本仕様書は、南魚沼市（以下「甲」という。）が発注する南魚沼市森林基本計画策定業務（以下「本業務」という。）における仕様についてとりまとめたものである。

### 第2条（業務目的）

本業務は、南魚沼市の第2次南魚沼市総合計画を上位計画として、森林法に基づく計画等と整合性を図り、長期的な森林整備計画及び持続可能な林業振興のためのビジョンや数値目標等を盛り込んだ「南魚沼市森林長期計画」を制定するにあたり、その骨子となる「南魚沼市森林基本計画」を策定するものである。

### 第3条（業務概要）

- (1) 様々な検討課題の基礎情報となる森林情報の「見える化」  
甲より提供されるデータを基に、路網情報等の精度向上をはかり、基礎情報として有効な森林情報を作成する。
- (2) 短期的視点による森林整備・林業振興のための具体的な実施事業の検討
  - ア) 皆伐/再造林の計画作成
  - イ) 集積化計画の作成
- (3) 長期的視点による森林整備・林業振興のための基本的な推進項目の検討
  - ア) 木材生産林の抽出と将来的に維持する面積の数値目標の設定
  - イ) ア) に基づく素材生産量の数値目標の設定
  - ウ) 収穫に必要な路網開設の数値検討
  - エ) 木材販路の検討
  - オ) 森林の集積化・集約化の数値目標の設定
  - カ) 各施業の数値計画とそれに係る労働力のシミュレーションの実施
  - キ) 広葉樹利活用に向けた資源状況把握の検討
  - ク) 航空レーザーデータから得られる情報活用の検討
- (4) 南魚沼市森林長期計画の骨子となる「南魚沼市森林基本計画」の作成
- (5) ワークショップの開催

### 第4条（疑義の解決）

本仕様書の各項について、疑義または定めのない事項が生じたときは、甲と受注者（以下「乙」という。）が協議の上、甲の指示に従い、解決するものとする。

## 第5条（業務の指示）

乙は、本業務を実施するにあたり、甲の指定する監督員と密接な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

## 第6条（実施計画の承認及び変更）

乙は、業務着手に先立ち、本仕様書に基づき以下の書類を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届
- (5) その他必要書類

## 第7条（技術者の選任）

乙において選任する管理技術者は、以下の資格を有し、業務内容に精通した実務経験豊富な者を従事させなければならない。また、乙は本業務着手に際して管理技術者の経歴書を甲に提出するものとする。

- (1) 管理技術者 測量士又は地理空間情報専門技術者を有する者
- (2) 担当技術者 測量士を有し、技術士（森林部門）又は森林情報士を有する者
- (3) 照査技術者 測量士を有し、技術士（森林部門）又は森林情報士を有する者

## 第8条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、乙は甲と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について、乙は「打合せ記録簿」をその都度作成し、乙と甲で1部ずつ保管するものとする。

## 第9条（業務の変更）

本業務の契約期間中において、本業務に対する法律・通達等の改正が行われた場合及び甲の指示により業務の追加等が行われた場合は、甲と乙が協議して業務内容の変更を行うものとする。なお、それに伴い発生する委託期間、業務委託料等の変更も双方協議して定めるものとする。

## 第10条（関係機関との手続き及び折衝）

本業務実施に必要な関係官庁及び部署との手続きは、すべて乙の責任において行うものとする。また、折衝を要する場合は、乙は甲との協議のうえ、甲の指示を受けて速やかに処理し、その内容について書面をもって甲に報告するものとする。

#### 第 1 1 条（損害賠償）

乙は、本業務の実施中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

#### 第 1 2 条（契約不適合責任）

乙は、業務完了後といえども、既納入成果品に乙の過失または疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに修正、補正及び必要な処置を行わなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

#### 第 1 3 条（貸与及び支給する資料）

本業務の貸与資料は以下のとおりとする。乙は甲に借用書を提出し、貸与品の取り扱い及び保管については、その重要度を考慮し、紛失・破損等のないよう十分注意して取り扱い、作業終了後には速やかに甲に返納するものとする。また、貸与資料等については甲の許可なくして複製してはならず、本業務以外での使用をしてはならない。

- (1) 森林簿データ（CSV 形式）
- (2) 森林台帳（Excel 形式または紙資料）
- (3) 地域森林計画書（PDF 形式または紙資料）
- (4) 森林整備計画書（PDF 形式または紙資料）
- (5) 森林環境譲与税活用事業計画書（PDF 形式または紙資料）
- (6) 森林経営計画書 直近 10 年間分（PDF 形式または紙資料）
- (7) 南魚沼市産業振興ビジョン（PDF 形式または紙資料）
- (8) 南魚沼市総合計画（PDF 形式または紙資料）
- (9) 林道台帳または作業道関連データ直近 10 年間分（shape 形式または紙資料）
- (10) 国県道及び市道網図データ（shape 形式）
- (11) 所有者変更届データ（Excel 形式または紙資料）
- (12) 伐採届（Excel 形式または紙資料）直近 10 年間分
- (13) 施業記録直近 10 年間分（甲及び新潟県、林業事業体が所有する Excel 形式または紙資料）
- (14) 木材生産量及び素材生産量に関する統計データ（Excel 形式または紙資料）
- (15) その他業務を実施するうえで必要な資料

#### 第 1 4 条（著作権）

知的財産権等（本業務の成果品に関する所有権及び著作権法に規定する複製権(第 21 条)・貸与権(第 26 条の 3)・翻訳権・翻案権等(第 27 条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第 28 条))については、業務の完了と同時に甲に無償で譲渡するものとする。乙は甲の許可なく第三者への公表、貸与、

複製、流用、破棄を行ってはならないこととする。

#### 第15条（成果品の保管）

乙が代行して保管する成果品（付帯品）については、保管証を甲に提出し責任を持って管理するものとする。

#### 第16条（守秘義務）

乙は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、以下（1）及び（2）の承認・認定を受けていることを資格要件とする。乙は参加申込書の提出時に、これらを証明する資料を提出するものとする。

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度」による公的外部機関の承認（Information Security Management System：ISMS）
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度」による認定（プライバシーマーク：JIS Q 15001）

#### 第17条（個人情報の管理体制）

本業務実施に係る個人情報の利用にあたり、情報の漏洩及び滅失などを防ぐために、以下の管理体制を定めるものとする。

- (1) 乙は業務上個人情報を取り扱うにあたり管理責任者を定めるものとする。
- (2) 管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）（以下「個人情報」という。）の管理体制を整えるものとする。
- (3) 管理責任者は、個人情報を施錠できる場所に保管するものとする。
- (4) 業務上個人情報を取り扱う場合には、管理責任者の監督の下で行うものとする。
- (5) 業務の都合上、個人情報を複写または複製しようとするときには、管理責任者を通じて甲の承諾を得るものとする。
- (6) 管理責任者は、業務の終了後、個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。業務の都合上複写または複製されたものも同様とする。

- 2 管理責任者は、個人情報を漏洩及び滅失した場合には、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第2章 業務内容

### 第18条（様々な検討課題の基礎情報となる森林情報の「見える化」）

甲より提供するデータを基に、南魚沼市、新潟県、事業者等が保有する森林に関する資源情報、施業履歴、路網等の資料を収集し、第19条、第20条の検討に必要な基礎情報としてGISデータに反映する。

2 林道台帳などを活用し、路網情報の精度向上をはかり、路網配置図を作成する。

### 第19条（短期的視点による森林整備・林業振興のための具体的な実施事業の検討）

#### ア) 皆伐/再造林の計画作成

第20条のア)で設定される木材生産林から、向こう3年程度の皆伐・再造林面積を設定し、それに必要な労働力や経費等を検討する。

#### イ) 集積化計画の作成

第20条のア)に基づき、また森林経営管理法の方針に則って、集積化・集約化の優先順位を検討し、向こう3年程度の集積化計画を作成するものとする。

### 第20条（長期的視点による森林整備・林業振興のための基本的な推進項目の検討）

#### ア) 木材生産林の抽出と将来的に維持する面積の数値目標の設定

路網や地形情報等から優先的に木材生産をしていく森林を抽出し、さらに労働力等現状を勘案して持続可能な木材生産林の面積の数値目標を設定する。

#### イ) ア)に基づく素材生産量の数値目標の設定

ア)で設定された木材生産林において、カ)で設定する伐採に係る施業量から長期的な生産量をシミュレーションし、数値目標を設定する。

#### ウ) 収穫に必要な路網開設の数値検討

ア)で設置した木材生産林から効率的に木材を生産するために必要な路網の数値を検討する。

#### エ) 木材販路の検討

広葉樹も含め、生産された木材の販売先を検討する。

#### オ) 森林の集積化・集約化の数値目標の設定

主にア)で設置した木材生産林を対象に、森林経営管理法の方針に基づき、集積化・集約化の優先順位を検討し、長期的な数値目標を設定する。

#### カ) 各施業の数値計画とそれに係る労働力のシミュレーションの実施

木材生産林やそれ以外の環境林等の整備に必要な施業量、およびその実施に必要な労働力をシミュレーションする。

キ) 広葉樹利活用に向けた資源状況把握の検討

地域森林の生態系や、広葉樹施業の履歴、歴史等に精通した専門家の知見を活用し、地元産業のニーズを勘案しながら、生産予測が可能であるかどうかを、現地踏査や航空レーザーデータをもとに検討する。

ク) 航空レーザーデータから得られる情報活用の検討

航空レーザーデータの活用法について、様々な情報・事例をもとに検討する。

第21条（南魚沼市森林基本計画の作成）

前条までの成果をもとに、「南魚沼市森林長期計画」の骨子となる「南魚沼市森林基本計画」を作成する。

第22条（ワークショップの開催）

木材生産林の設定や各種数値目標等について、関係者を集め意見交換会を開催し、「南魚沼市森林長期計画」に多様な意見が反映されるよう努める。意見交換会の開催は2回程度とするが、回数の調整は必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

### 第3章 成果品等

#### 第23条（完了検査及び成果品）

乙は、本業務の完了後速やかに完了届を提出し、甲の指示に従い指定の場所に以下の成果品（正・副）を納品するものとする。納品後乙は、管理技術者立会いのうえ、甲の検査を受けるものとする。

- (1) 南魚沼市森林基本計画（紙・Microsoft Word 形式） 1 式
- (2) 森林情報の「見える化」による GIS データ（Shape 形式） 1 式
- (3) 打合せ協議簿 1 式
- (4) 報告書（紙・PDF 形式） 1 式
- (5) その他、監督職員が指示するもの 1 式

以上